

介護老人保健施設センチュリー21（介護予防）短期入所療養介護運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人社団明星会が開設する介護老人保健施設センチュリー21（以下「当施設」という。）において実施する（介護予防）短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 （介護予防）短期入所療養介護は、要介護状態（または要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 当施設では、（介護予防）短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 3 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 8 当施設は、（介護予防）短期入所療養介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- （1）施設名：介護老人保健施設センチュリー21
- （2）開設年月日：平成8年6月20日
- （3）所在地：岐阜県加茂郡富加町夕田380番地
- （4）電話番号：（0574）54－3321 FAX番号：（0574）54－1528
- （5）理事長名：深見 光樹
- （6）介護保険指定番号：介護老人保健施設（2151380017号）

(従業者の職種、員数、業務内容)

第5条 当施設の従事者の職種、員数及び業務内容は、次表のとおりとする。

	常勤	非常勤	夜間	業 務 内 容
医師	1	1		利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
看護職員	9			医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
薬剤師	—	—		
介護職員	22	7		利用者の施設サービス計画及びリハビリテーション計画に基づく介護を行う。
介護支援専門員	1	—		利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
支援相談員	2	—		利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
理学療法士	(兼) 2	(兼) 1		医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
作業療法士	(兼) 3	—		同上
言語聴覚士	—	—		
管理栄養士	1	—		利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
事務職員	(兼) 2	—		施設の財産管理、財務、給与等の事務を行なう。
その他	3	—		施設の管理等

(利用定員及び通常の送迎の実施地域)

第6条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の利用定員は、利用者が申込みをしている当該日の介護保険施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

2 通常の送迎実施地域は、美濃加茂市、関市(旧関市・武儀町地区)、可児市(旧可児市地区)、ならびに加茂郡富加町、同坂祝町、同川辺町の3市3町とする。

(事業の内容)

第7条 (介護予防)短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される(介護予防)短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。

(利用者負担の額)

第8条 当施設が提供する介護サービスの利用料は、厚生労働省が定める法定代理受領サービスについて、その介護保険負担割合証の給付率に準じた支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領以外のサービスについては、告示の料金表上の額の支払いを受けるものとする。ただし、外出、外泊等によりサービスの提供を受けられなかった食費に関しては減額するもの

とする。

(1) 利用料金

① 基本料金

施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なる。
以下は1日あたりの自己負担分)介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) i 及びiiiにて
算定

	多 床 室	従来型個室
要支援 1	6 1 3 円	5 7 9 円
要支援 2	7 7 4 円	7 2 6 円
要介護 1	8 3 0 円	7 5 3 円
要介護 2	8 8 0 円	8 0 1 円
要介護 3	9 4 4 円	8 6 4 円
要介護 4	9 9 7 円	9 1 8 円
要介護 5	1, 0 5 2 円	9 7 1 円

(2) 加算負担額

- ② 送迎加算(入所時および退所時に送迎を行なった場合)片道につき184円加算。ただし、
通常の実施区域外の利用者の送迎の場合は、片道500円を申し受ける。
- ③ 夜勤職員配置加算(基準以上の夜勤職員を配置した場合)24円/日加算。
- ④ 個別リハビリテーション実施加算(医師・看護職員・理学療法士・作業療法士等が共同して
個別リハビリテーション計画を作成し、医師又は医師の指示を受けた理学療法士・作業療
法士が個別リハビリテーションを行う場合)240円/日加算。
- ⑤ 老短認知症行動・心理症状緊急対応加算：200円(7日を限度)
- ⑥ 緊急短期入所受入加算：90円(14日を限度)
- ⑦ 若年性認知症利用者受入加算(初老期における若年性の認知症の方を受け入れる場合)12
0円/日加算。
- ⑧ 重度療養管理加算：120円
- ⑨ 療養食加算(医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合)8円/回加算。
- ⑩ 緊急時施設療養費(入所者の病状が著しく変化し緊急時治療管理が行われた場合)
518円/日加算。
- ⑪ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(介護職員総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合
が35%以上の場合)22円/日加算。
- ⑫ 介護職員等处遇改善加算(Ⅰ)：利用総保険内点数の7.5%

(3) その他の料金

- ⑬ 食費 1, 650円(税込)/日(*注)
朝食 400円 ・ 昼食 650円(おやつ代を含む) ・ 夕食 600円
- ⑭ 滞在費(療養室の利用費)/1日当たり(*注)
従来型個室 1, 668円
多床室 377円
(*注)：上記①及び②において、負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載され
ている負担限度額が1日にお支払いいただく上限となる。
- ⑮ 療養室料(税込)
特別室 2, 800円/日・個室 1, 800円/日・2人室 650円/日
※特別室・個室・2人室のご利用を希望される場合にお支払いいただく。
- ⑯ 理美容代 実費(1, 500円～)
- ⑰ 日用品費 165円(税込)/日
(シャンプー・ボディソープ・ティッシュペーパーなど、施設で用意する、日常生活で利用
される消耗品の範囲)
- ⑱ 教養娯楽費 150円(税込)/日

(レクリエーションの参加に応じて材料費相当額を負担)

⑲洗濯代 550円/回(税込)

⑳TVリース代 110円(税込)/日

㉑電気代(電気毛布、テレビ等) 1点につき 100円(税込)/日

(身体の拘束等)

第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を毎月1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第10条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2)虐待防止のための指針を整備する。
- (3)虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第11条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1)面会はできるだけ頻繁に励行すること
- (2)外出は、原則として前日までに申し出て、その送迎は家族で行う。また、外泊は一旦退所とし、外泊から帰所した時より再入所となる
- (3)短期入所中の施設外での受診は医療保険が使用できないので注意すること
- (4)飲酒・喫煙・飲酒は医師の許可のある場合とし、喫煙は敷地内全面禁煙とする
- (5)火気の取扱いは厳禁
- (6)設備・備品の利用取り扱いは丁寧に行うこと
- (7)所持品・備品等の持ち込みは、必要最小限とする
なお、当面不要な金銭は事務所に「預り金管理」を行なうこととする
- (8)多額の金銭や貴重品等は所得しないこと
- (9)ペットの持ち込みは行わない
- (10)利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- (11)他の利用者への迷惑行為をしないこと

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に

基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1)防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2)火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3)非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立会う。
- (4)非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5)火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6)防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) 年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ②利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上(①に含む)
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7)当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護(予防短期入所療養介護)サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故の発生防止及び発生時の対応)

- 第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

- 第16条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1)利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2)常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3)お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第17条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団明星会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

(1)当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2)当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3)当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 (介護予防)短期入所療養介護に関連する政省令及び通知、並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人社団明星会の役員会において定めるものとする。

第23条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができる。

附 則	この運営規程は、平成17年10月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成18年 4月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成19年 1月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成19年11月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成21年 4月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成24年 4月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成26年 4月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成27年 4月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成27年 8月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成30年 7月21日	より施行する。
附 則	この運営規程は、令和 3年 7月21日	より施行する。
附 則	この運営規程は、令和 5年 4月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、令和 5年12月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、令和 6年 4月	1日より施行する。